

淡路市役所本庁舎自動販売機設置事業

募集要項

淡路市

令和8年1月

1 目的

淡路市役所に飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置することにより、公有財産の有効活用及び市民の利便性の向上を図る。

2 公募物件の概要

所在地：淡路市生穂新島 8 番地

物件番号	設置場所等	台数	品目	外形寸法上限 (幅m×奥行m)	最低使用料 (税込・年額)
①	1号館 1階	1	清涼飲料水 (缶・ペットボトル式) 回収ボックス	1. 1×0. 8 0. 8×0. 5	14,010円
②	1号館 1階	1	清涼飲料水 (カップ式) 回収ボックス	1. 0×0. 8 0. 4×0. 5	14,010円
③	2号館 1階	1	清涼飲料水 (缶・ペットボトル式) 回収ボックス	1. 1×1. 0 1. 2×0. 4	14,010円
④	2号館 1階	1	清涼飲料水 (缶・ペットボトル式) 回収ボックス ※災害救助ベンダー	1. 1×1. 0 1. 2×0. 4	14,010円

- (1) 設置場所は、自動販売機設置位置図のとおりとする。
- (2) 使用許可スペースには、放熱スペースを含む。
- (3) 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナスのための扉開閉や通行等に支障がないか、事前に設置場所の確認をすること。
- (4) 複数の物件に応募することも可能とする。
- (5) 物件番号4は、災害発生時に自動販売機内の飲料を出すことができる自動販売機（災害救助ベンダー）とする。
- (6) 新紙幣及び新硬貨に対応していることを条件とする。また、新紙幣及び新硬貨が発行された場合、新紙幣及び新硬貨が自動販売機対応可能となり次第、速やかに対応できるようにすること（対応に係る一切の費用は、設置業者の負担とする。）。

3 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

- (1) 法人においては淡路市、洲本市又は南あわじ市に本店、支店又は営業所等を有し、個人においては淡路市、洲本市又は南あわじ市に居住し営業を営んでいるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当

しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（当該更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされている場合であっても、当該更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 淡路市指名停止基準に関する規程（平成17年淡路市訓令第21号）による指名止の措置を受けていない者であること。
- (6) 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (7) 入札参加申込書の提出時点までに、法人においては、納期限の到来した法人税、消費税、地方消費税及び本社、支店又は営業所等がある市区町村に納付すべき税に、個人においては、納期限の到来した本市に納付すべき税に滞納がないこと。
- (8) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有するものであること（該当するものがある場合のみ。）。
- (9) 自動販売機の設置業務について、過去3年以内の実績を有し、商品補充、金銭管理など、維持管理を自己の責任において行うものであること。

4 契約上の主な条件等

(1) 使用許可の期間

使用許可の期間（自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含む。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。また、1年ごとの更新を行うことにより、当初の使用許可期間を含めて最長5年使用することができるものとする。

※ 使用許可の期間中であっても、市が公用又は公共用に供するため必要と認めるべきときは、使用許可を取消す場合がある。

(2) 使用料等

ア 使用料

(ア) 物件ごとに設置業者として決定した者が提示した入札価格をもって年額の使用料とする。

(イ) 使用料は、本市が発行する納入通知書により、毎年年額使用料を市の指定する期限までに全額納付すること。

イ その他必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等を含む。）、移転費等の一切の費用は、設置業者の負担とする。

電気料金は、その全額を設置業者の負担とし、本市が発行する納入通知書により本

市が指定する期限までに全額納付すること。

電気料金について、子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格した有効期間内のものに限る。）を設置する場合は、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とする。この場合において、子メーターの管理に要する費用は、設置業者の負担とする。

（3）自動販売機の基準

自動販売機については、下記の仕様を満たす機種とすること。

ア 環境負荷低減対策

自治体の公共施設敷地内であることに鑑み、省電力、ノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

イ ユニバーサルデザイン

大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した自動販売機とすること。

※ カップ式については、上記によらず可能な限りユニバーサルデザインとすること。

ウ 災害救助ベンダー

物件番号4について災害発生時に自動販売機内の飲料を出すことができる自動販売機（災害救助ベンダー）とし、その旨を自動販売機に表示すること。また、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

※ 設置業者に決定した者は、本市と災害時における飲料水等の提供協力に関する協定を締結すること。

エ 電子マネーや電子決済サービス

電子マネーや電子決済サービスが利用可能な自動販売機とすること。

オ その他

デザインは公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。

（4）販売品目等

ア 品目

一般市場で認知及び支持されているお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器、紙パックの容器入りの清涼飲料水及びカップ式飲料水とすること。なお、酒類及びその類似品の販売を行うことはできない。

イ 販売価格

メーカー希望小売価格以下とすること。

（5）使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

ア 使用許可の条件を遵守し、使用料及び電気料金を本市が指定する期限までに全額納付すること。

イ 使用許可期間中に、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、そ

の取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

（6）維持管理責任

次のことを遵守すること。

ア 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置業者が責任をもって行うこと。

また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫管理及び補充を適切に行うこと。なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を本市に提出すること。

イ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

ウ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

エ 本市は、本市の責によることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負わない。

オ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台につき1個の割合で販売する容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置業者の責任で適切に回収し、リサイクルすること。また、本市が追加で指示した場合は、遅滞なく回収すること。

カ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守を徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。

（7）使用許可の取消し

許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取消すことがある。

（8）自己都合による自動販売機の撤去

ア 設置業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに本市に書面により通知すること。この場合、納付済の使用料は、還付しない。

イ 使用許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去した場合は、同物件に係る次回公募手続に参加することができない。

（9）原状回復

設置業者は、許可期間が満了し、又は上記4の（6）により許可が取消され、又は上記4の（7）により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復し、市の確認を受けること。

なお、原状回復に際し、設置業者は一切の補償を本市に請求することができない。

5 参考データ

(1) 職員数

- ア 1号館職員数（令和7年度4月現在） 約260人
イ 2号館職員数（〃） 約140人

(2) 売上本数

場 所	台 数	売 上 本 数※
1号館（物件番号1）缶・ペットボトル式	1台	17, 863本
1号館（物件番号2）カップ式	1台	9, 877本
2号館（物件番号3）缶・ペットボトル式	1台	6, 503本
2号館（物件番号4）缶・ペットボトル式	1台	7, 078本

※ 令和6年11月から令和7年10月までの12か月間のデータによる。

6 入札参加申込等

(1) 入札参加申込受付期間

<郵送する場合>

受付期間：令和8年1月13日（火）から同月30日（金）午後5時まで（必着）

送付先：〒656-2292

淡路市生穂新島8番地

淡路市総務部管財課

※1 簡易書留又は一般書留により送付すること。

※2 入札参加申込みに必要な書類が受付期間内に到着したもの有効とする。

※3 電話、ファックス、インターネットによる入札参加申込みはできない。

<持参する場合>

受付期間：令和8年1月13日（火）から同月30日（金）午後5時まで

午前9時から午後5時まで

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行わない。

提出先：淡路市総務部管財課（1号館2階）

(2) 入札参加申込みに必要な書類

ア 入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））※写しも可

オ 税務署発行の納税証明書 ※写しも可

※ 管轄税務署が発行した法人税、消費税及び地方消費税の「未納がないことを証明する書類」

カ 市区町村が発行する納税証明書 ※写しも可

キ 自動販売機設置状況報告書

ク 食品衛生法許可書（コピー） ※物件番号②のみ

※1 提出書類は各1部です。

※2 上記ウ、エ、オ及びカの各種証明書は、発行後3か月以内のものに限る。

（3）入札参加申込みに当たっての留意事項

ア 入札参加申込受付時以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札参加申込みの受理を取消す。

イ 提出書類に不備がある場合は、受理できない場合がある。

ウ 入札参加申込書受理後に、入札参加申込受付書（入札参加申込書の写しに受付印を押印したもの）を後日郵送する。

（4）質問及び回答

ア 質問は、令和8年1月23日（金）午後5時までに質問書によりFAXにて提出すること。

※ FAX送信後は、確認のため管財課（電話 0799-64-2540（直通））へ連絡すること。

イ 提出先は、淡路市総務部管財課 FAX：0799-64-2565

※ 送信する際は、管財課宛であることを明記すること。

ウ 質問に対する回答は、令和8年1月27日（火）までに淡路市公式ホームページにて公表する。

7 入札・開札及び落札者の決定

（1）入札方法

本入札は、郵便入札とし、郵送によるもののみ受け付ける。

郵送方法は、簡易書留又は一般書留によるものとする。

（2）入札期間

令和8年2月2日（月）から同月10日（火）午後5時まで（必着）

（3）提出書類

入札書及び封筒（物件番号ごとに作成すること。）

（4）送付先

〒656-2292

淡路市生穂新島8番地

淡路市総務部管財課

（5）開札日時・場所

令和8年2月12日（木）10時30分から

淡路市役所2号館2階 大会議室7

（6）無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 最低使用料を下回る価格による入札

- イ 入札参加資格がない者のした入札
- ウ 物件番号の記入のない入札（物件の特定ができない入札を含む。）
- エ 入札者の記名押印がない入札
- オ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- カ その他入札条件に違反した入札

（7）落札者の決定

落札者は、予定価格以上で、かつ、最高金額をもって入札した者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2社以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

8 使用許可申請の手続

設置業者に決定した者は、令和8年3月3日（火）午後5時までに、次の書類を提出すること。

- （1）行政財産使用許可申請書（淡路市指定様式）
 - （2）誓約書
 - （3）設置する自動販売機のカタログ（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）
 - （4）自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書
- ※ 設置業者が決定後、様式をお渡します。
- （5）物件番号4については、本市と災害時における飲料水等の提供協力に関する協定書

9 設置業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置業者としての決定を取消します。この場合において、同物件に係る次回の応募手続に参加することができません。

- （1）正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- （2）設置業者が応募資格を失った場合

10 その他

使用許可の手続及び履行に関する一切の費用については、設置業者の負担とする。

11 問い合わせ

淡路市生穂新島8番地

淡路市総務部管財課

TEL：0799-64-2540

FAX：0799-64-2565